

第 188 回

静岡県都市計画審議会

議 事 録

と き 令和5年10月10日（火） 午後3時30分から

ところ 静岡県庁西館4階第一会議室

午後 3 時 30 分 開会

○**司会** 定刻となりましたので、ただ今から第188回 静岡県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会には23名中、現在17名の委員に御出席いただいております。静岡県都市計画審議会条例で定める定足数に達していることを報告いたします。

それではまず、交通基盤部長の勝又より、御挨拶を申し上げます。

○**勝又交通基盤部長** 皆様こんにちは。静岡県交通基盤部長の勝又です。

委員の皆様におかれましては、三連休の後のお忙しい中、また依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

県では、人口減少や少子高齢化の進展など、社会経済情勢の変化に加え、近年の自然災害の頻発化、激甚化を踏まえ、流域治水など、災害リスクの軽減、回避に関する項目を追加する等、新たな潮流・課題を踏まえた「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」を改定しまして、本年3月に公表したところでございます。

新たな策定方針では、魅力と活力が持続するまちづくりを目指して、居住や生活サービス施設がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできる集約連携型のまちづくりを推進することとしています。また、交通、土地利用、DXを一体でマネジメントする「都市のスマート化とコンパクト・プラス・ネットワークの両立」により、移動や日常生活に加え、防災・減災、事前復興を明確に意識し、災害の最小化と迅速な復興を可能とするまちづくりを目指してまいります。

このコンパクトなまちづくりの具体的な取り組み例としまして、現在、沼津市が沼津駅周辺の中心市街地で、将来の鉄道高架事業の完成を見据え、街中への居住を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりをコンセプトにした、「ヒト中心のまちづくり」を進めています。この計画におきましては、森本会長に非常にお世話になりまして、計画策定にもお力添えいただきありがとうございます。

鉄道高架事業につきましては、平成14年度の都市計画決定以来、事業の合意形成に努めてまいりました。今月晴れて鉄道高架の第一弾となります新貨物ターミナルの建設工事によりやく着手する運びになりましたことを報告いたします。

さて、本日御審議いただく議案は、都市計画道路の変更に関するもの1件です。都市

計画の策定にあたりましては、本審議会の委員の皆様をはじめ、県民の方々の御意見を丁寧にお聞きしながら、本県の特徴を生かしたものとしてまいりたいと思いますので、引き続き、御指導、御支援をお願いいたします。

以上簡単でございますが、冒頭の挨拶といたします。本日はよろしくをお願いいたします。

○司会 次に、委員の異動を御報告いたします。はじめに「県議会の議員」として、天野一様、中谷多加二様、鈴木利幸様、宮沢正美様、阿部卓也様、早川育子様にご就任いただきました。中谷様は本日欠席しております。

次に、「市町の長を代表する者」として、中野弘道様、込山正秀様、「市町の議会の議長を代表する者」として、井上恒彌様、遠藤豪様に御就任いただきました。中野様、込山様、遠藤様は本日欠席しております。

また、「関係行政機関の職員」として、中部地方整備局長の佐藤寿延様に、「臨時委員」として、中部運輸局長の金子正志様に御就任いただきました。本日はいずれも代理の方に御出席いただいております。皆様、よろしくをお願いいたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

○司会 静岡県では、社会のデジタル化の流れを踏まえ、会議資料の電子化・ペーパーレス化を推進しております。当審議会でも、会議資料の電子化・ペーパーレス化を検討しております。

本日はその試行として、会場出席の委員の皆様には、会議資料を入れたタブレット端末を御用意しましたので、お手元のタブレット端末を御活用いただきたいと思います。

(端末操作方法の説明)

○司会 本日の審議会につきましては、一部Webを併用した会議となります。

会場内の委員におかれましては、発言の際には、挙手の上、議長の指名後、マイクを用いて発言をお願いいたします。

(Web出席の委員への発言方法の説明)

次に、会議の公開についてです。本日の審議会は公開とし、後日議事録を公表いたします。御了承ください。

事務局からは以上です。この後の議事進行は、審議会運営規程第6条に基づき、森本会長をお願いいたします。

○森本会長 はい、わかりました。皆さん、こんにちは。

では、ただいまから議案の審議に入ります。円滑な議事進行につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

まず最初に、当審議会の会長代理の職務にありました植田徹委員が退任されましたので、静岡県都市計画審議会条例第4条第3項により、後任の会長代理を私から指名いたします。天野一委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴者は傍聴の留意点を守り、静粛をお願いいたします。

また、本日の議事録への署名ですが、私のほかに中山勝委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の提出議案でございますが、議案書の1ページの案件概要にありますとおり、都市計画道路の変更に関するもの1件でございます。

第1号議案、東駿河湾広域都市計画道路の変更を上程いたします。

審議会運営規程第7条に基づき、事務局に説明を求めます。

○海野都市計画課長 都市計画課長の海野でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

申し訳ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

議案書は3ページ、提出議案附図は2ページになります。

議案の説明は、お手元のタブレットに表示されているパワーポイントにて行いますので、そちらをご覧ください。

本議案は、都市計画道路西間門新谷線の変更です。

スライドに示している図面は、西間門新谷線の路線全体を示した位置図でございます。位置図中央東西に黄色の線で示しているのが西間門新谷線で、今回の変更区間を赤色の線で示しています。また、2段書きの下段、黄色地に黒文字で表示しているものが変更前の都市計画、上段、白地に赤文字で表示しているものが変更後の都市計画でございます。

西間門新谷線は、「東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランにおいて、東西の幹線道路として位置付けられており、起点の沼津市西間門三丁目から、終点の三島市新

谷の国道136号を結ぶ延長約7,430mの幹線道路です。沿線には、西側から沼津市役所、国立病院機構静岡医療センター、清水町役場、沼津卸売団地などがあり、沼津市、三島市及び清水町の2市1町の行政、医療及び物流拠点を連結する重要な路線でございます。

スライドかわりまして、こちらのスライドは、西間門新谷線の施行区間の内訳を示したものでございます。黒線で表示している区間が整備済みー供用開始済みーです。青線で表示している区間が事業中、オレンジ色で表示している区間が未着手の区間となっております。

こちらの道路は、静岡県、沼津市、三島市及び清水町で分担して整備を進めており、沼津市内は平成8年3月に一級河川狩野川に架かる香貫大橋が開通し整備が完了しました。

清水町内につきましては、清水町が平成2年から沼津市と接する香貫大橋東側の区間や三島市と接する沼津卸売団地付近の整備を進めており、静岡県は平成11年から清水町中心部の区間の整備を進めている状況です。

県及び3市町で整備を進めてきた結果、未着手の区間は一級河川柿田川の架橋を含む区間のみとなっております。県では、この区間の事業化に向けて橋梁の詳細設計等、必要な準備を進めてきました。

今回の都市計画変更は、未着手の区間と西側の隣接する事業中の区間の一部を含む、画面中央に赤線で示した延長約330mの区間に関するものでございます。地元や関係機関との調整により設計が確定し、事業化の見込みが立ったため、橋梁の詳細設計を基に都市計画道路の区域を変更するものです。

スライド切り替わりまして、こちらのスライドは、変更区間の拡大図です。黄色と赤の縞模様に変更前の区域です。今回、橋梁施工時及び供用開始後における交通の安全かつ円滑な通行確保のため、道路の幅員及び線形の変更が必要となったため、南側一図面では下側一の赤く塗りつぶした区域を新たに追加するものでございます。

こちらの写真は、西側から三島市方面を撮影したものです。日常的に自動車の交通量が多く、車道幅員3.0m、両側1.5mの歩道幅員に対して、朝夕の通勤時間帯などは歩行者、自転車の交通量も多くなるため、交通の円滑な処理や、安全面が課題となっております。

変更区間は、柿田橋が一級河川柿田川を渡河している場所です。

左上の写真は、柿田橋から上流側を撮影したものです。柿田橋より上流側は天然記念物に指定されています。真ん中の写真は下流側の架橋位置を示したものです。

河川管理者である沼津河川国道事務所と協議をし、環境に配慮した橋梁部の設計を実施しております。

こちらは、整備後の橋梁のイメージになります。河川環境保護等の観点から、東行き車線となる現在の橋の橋梁の下部工の橋台は活かし、上部工のみを架け替えます。

図面下側－西行きの車線－ですが、こちらについては、新たに橋を架ける上下線分離の構造とします。橋長はそれぞれ43m、59mで、ともに河川内に橋脚を設けない構造とします。

こちらは、道路の標準横断面図になります。標準部は、車道3.0m、自転車通行帯1.5m、歩道4.5mの全幅18.0mとなります。橋梁部は橋梁同士の離隔1.8mや防護柵等を設けるため、全幅22.8mとなります。

本案件につきましては、本年7月11日から7月25日までの2週間、県庁及び清水町役場において縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

なお、本審議会に先立ち、都市計画の変更について清水町の意見を聴いたところ、本案は、町の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しており、異存がない旨の回答をいただいております。

第1号議案についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森本会長 はい、御説明ありがとうございます。ただ今の説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。はい宮沢委員お願いいたします。

○宮沢委員 宮沢です。よろしく申し上げます。

この西間門新谷線は私もよく利用している道路であります。この道路につきましては県と沼津市、清水町、三島市がそれぞれ役割分担をして、整備を進めてきたということ承知をいたしております。

そうした中で、整備が済んだ箇所については、本当に線形も良くなって歩道も十分確保されているということで、非常に快適な素晴らしい道路になりつつ

ありますので、一日でも早く全線開通されればよいというのが、私も含めて、地域の皆さんの意見でもあるように思っております。

今回、未着手部分を含めた都市計画の変更を行って、県の方が柿田川を渡る箇所の事業化を進めていくということを御説明していただきました。

現在、清水町や三島市が施工してる区間についても、一日でも早い事業の完成を望むところでもございます。

そこで質問ですが、当路線全体の進捗状況について、あわせて今回の都市計画の変更を行って、県が施工区間の事業化をしていくということですが、その見込みについて、まずお伺いさせていただきます。

それから当然のことですが、今回の柿田川の橋梁整備工事にあたっては、大変渋滞が激しいところがありますので、そういった現況の交通や周辺環境への配慮について、どのように工事をしていくのか、質問させていただきます。

○森本会長 はい、都市計画課長。

○海野都市計画課長 都市計画課から、三島市と清水町施工区間の進捗状況についてまずお答えいたします。

まず清水町の施工区間－図面中央の青色で「清水町施工延長約200m」と表示してある部分－ですが、こちらにつきましては、令和7年度を目標に進めていると聞いております。

次に図面右側、同じく青色で着色してある三島市が施工している部分－延長約700mの区間－につきましては、関係機関と協議しながら、令和9年の開通を目標として、今進めていると聞いております。

それから、県施工区間の進捗と、工事手法につきましては担当課から説明をさせていただきます。

○森本会長 はい、お願いします。

○佐藤街路整備課長 街路整備課長の佐藤と申します。詳細につきましては、私の方から御説明させていただきます。

県施行区間の進捗状況と、今後の事業化の見込み、それから柿田橋の工事の施工方法についてお答えいたします。

まず、県施行区間の事業の進捗と今後の見込みについてですが、今回、都市計画の変更を行う県施行区間につきましては、現在施工中の柿田橋西側の延長

400m区間は令和8年度頃の完成を見込んでおります。

それから本日御審議いただいております、柿田橋を含む延長約240m区間につきましては、今回の都市計画変更の手続き後、令和6年度に、都市計画の事業認可を取得し、事業着手する予定でございます。

次に、架け替え手順について御説明いたします。

柿田橋の工事につきましては、現在の橋梁の幅を拡げる工事となります。現道の交通量が多く、通行止めをして工事を行うことが困難でございますので、交通を切り回しながら半断面ずつ整備してまいります。そのため、橋の構造自体も、半断面ずつのセパレート構造となっております。都市計画にもそれを反映しております。

施工方法につきましては、第一段階として、既設橋梁の交通を通したまま、下流側に半断面分の新設橋梁を整備します。第二段階として、交通を下流の新設橋梁に暫定的に振り替えた上で、既設橋梁の上部工のみ架け替えを行います。最後に東行き交通のみを、架け替えた上流側の橋梁に戻して、全断面が完成となります。

工事にあたっては地元で周知するとともに、極力渋滞等の影響が少なくなるよう努めてまいります。以上でございます。

○森本会長 はい、よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。はい、中山委員をお願いします。

○中山委員 よろしく申し上げます。私も宮沢委員と同様に、今回の区間を良く利用させていただいております。夕方には非常に渋滞しますので、いち早く工事に入っていただきたいと思っております。

先ほど都市計画課長からお話がありましたように、柿田川が国指定天然記念物となっていることは他の委員も御承知かと思えます。また、県内唯一の名水百選に選定されている自然豊かな場所でもあります。

ただ、三島市と沼津市の中間にあるため、非常に市街化が進んでおります。兩岸の河畔林を残して、周辺の宅地化が進んでいる場所ではありますが、この周辺の方々は柿田川の環境に非常に興味を持っておりまして、定期的な清掃活動や柿田川の環境を守る取組というところも、良くメディアでも取り上げられております。

今回の区間は、狩野川からの合流点から約200mぐらいかと思えますが、河岸には貴

重なる河畔林が残されており、自然環境を守る観点からも架け替えの際の自然環境への配慮が必要かと思えます。

そこで質問ですが、道路建設と柿田川の環境保全、この両立の仕方につきまして、想定してるような対策があれば、お教え願います。

○森本会長 はい、都市計画課長。

○海野都市計画課長 柿田川につきましては、柿田橋より上流側が、中山委員が言われたように、文化財保護法による天然記念物に指定されております。

こちらについては、スポーツ文化観光部で保存管理計画をつくり、保護区分ごとの保存の管理方法等が詳細に定められていると認識しております。

都市計画につきましては、昭和57年に柿田橋より上流の柿田川とその周辺、ある程度の区間につきまして、河岸も含めて「柿田川緑地」として都市計画決定しております。当地区の状況は、昭和の時代から自然の保護と保全、それからコミュニティ広場の確保、そういった目的で源流付近の緑地とその隣接地が、柿田川公園として整備をされておりました、行ったこともある方もいらっしゃるかと思いますが、一年中変わることなく、水が湧き出る光景は多くの観光客を惹きつけています。

また、市街地に残る貴重な自然として町民の憩いの場ともなっております。

これらの状況から考えまして、整備にあたっては、西間門新谷線の道路建設と柿田川の環境保全の両立を図ることが大変重要であると認識しております、極力影響を少なくするよう、設計段階、施工段階、それぞれにおいて配慮を行っているところです。詳細については、街路整備課長にお願いします。

○森本会長 はい、街路整備課長。

○佐藤街路整備課長 事業施行を担当します、私の方から御説明いたします。

今回新設する橋梁は、天然記念物の指定範囲や緑地の区域からは外れた下流側に位置しますが、既存の環境への影響をできる限り回避、低減するよう検討をしております。

まず、設計に関してですが、通常、河川に橋梁を架設する際は、経済性の観点から、橋の長さを極力短くするように計画いたします。そのため、河岸ギリギリの位置に、橋の下部工－杭基礎や橋台などの構造物－を計画することが基本となっておりますが、その場合、施工する際に、自ずと河岸部分を一時的に

掘削する必要があります。しかし、一時的とはいえ河岸を掘削し、形状を改変するとなりますと、柿田川の水際の緑や景観を損なうこととなり、また、工事中の流水の切り替えなどの際に、泥水による河川汚濁の可能性も考えられます。

このため、本計画では、スライドの赤い箇所のように、通常よりも岸から離れた陸側の位置に橋台を設けて、橋脚－橋を支える柱－を河川内に設置しない計画となっております。

次に、工事の施工に関してですが、一般的な工法では、橋台と橋台の間に橋を渡す際に「ベント」と呼ばれる仮設の柱を、河川内に設置して橋をかける場合が多いのですが、当箇所ではそれを設置せずに施工する予定です。

いずれにしましても、工事实施に際しては環境への影響をできる限り回避・低減するため、詳細な施工計画について、河川管理者である国と調整を行い、許可を得た上で、施工をまいります。また、工事实施前や、必要に応じて工事期間中においても、地元住民をはじめとする関係者の方への説明を丁寧に実施してまいります。以上でございます。

○森本会長 はい、よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。Web参加委員も御質問ございませんでしょうか。

はい、それでは意見も出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います。第1号議案につきまして、原案を了承することに異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 異存がないようですので、第1号議案につきましては、原案を了承することといたします。

本日付議されました議案の審議は以上で終了いたしました。

審議結果につきましては、原案のとおり異存のない旨を、知事に答申いたします。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、ここからの進行を事務局にお返しいたします。御協力ありがとうございました。

○司会 会長ありがとうございました。

本日はWeb形式併用とし、会場の委員の皆様には電子データを利用した会議

としましたが、皆様の御協力により無事に進行することができましたことを御礼申しあげます。

お手元のタブレット端末につきましては、終了の操作は不要です。

最後に、事務局から皆様に御報告がございます。

学識経験者の委員のうち井川委員と細井委員が令和5年10月15日をもって退任されます。

井川委員には平成25年から10年間、細井委員には平成29年から6年間、当審議会委員として、本県都市計画行政の推進に御尽力をいただきました。誠にありがとうございました。

本審議会委員御退任後も、豊富な御経験と卓越した御見識により、県行政発展のため、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第188回静岡県都市計画審議会を閉会いたします。

次回の会議は、令和6年2月頃を予定しております。詳細が決まり次第、御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後4時10分閉会